

**契約解除**

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、  
**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**  
 クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

**クーリング・オフの手続きの手順**

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- ② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- ③ ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- ④ 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

**ハガキの書き方の例**

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社××××□□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日  
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

**クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ**  
 特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。  
 また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

**新潟県消費生活センター** 〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 1階  
 ※日曜・祝日・年末年始は休み ※来所相談は予約制です  
**☎025-285-4196** (受付時間) 月～金曜日 9:00～17:00 土曜日 10:00～16:30(電話相談のみ)

名称	電話番号	名称	電話番号
新潟県消費生活センター	025-285-4196	新発田市市民相談センター	0254-22-3101
新潟市消費生活センター	025-228-8100	小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3516
長岡市立消費生活センター	0258-32-0022	加茂市消費生活相談窓口	0256-52-0080
上越市消費生活センター	025-525-1905	十日町市消費生活相談窓口	025-757-3740
柏崎市消費生活センター	0257-23-5355	見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700
村上市消費生活センター	0254-53-2111	燕市消費生活相談窓口	0256-77-8302
五泉市消費生活センター	0250-47-4578	糸魚川市消費生活相談窓口	025-552-1511
佐渡市立消費生活センター	0259-57-8143	阿賀野市消費生活相談窓口	0250-62-2510
南魚沼市消費生活センター	025-772-2541	魚沼市市民相談センター	025-792-8844
聖籠町消費生活センター	0254-27-1958	新潟県警察本部けいさつ相談室	025-283-9110 または #9110
三条市 市民なんでも相談室	0256-34-5511		

消費者ホットライン 188 でもお近くの相談窓口につながります。

○相談は無料です。○個人情報は守られます。○上記以外の市町村消費者行政担当課でも相談を受け付けます。

平成27年11月作成

# 悪質商法!?

## 困ったときにはすぐ相談!



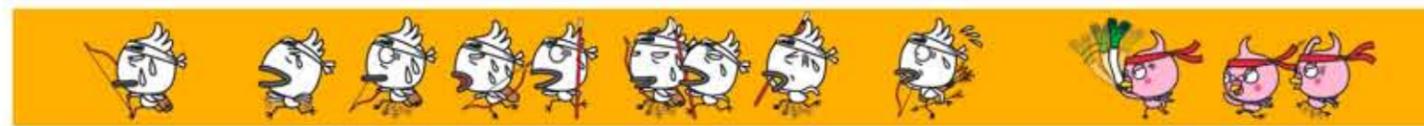
**頼りになるかも!**

もしもし!  
 はこちら  
 センターです

**新潟県消費生活センター**  
**☎025-285-4196**

www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/

新潟県消費生活センター 検索



## ■ キャッチセールス



駅前や繁華街の路上で「無料体験」「アンケート調査」「モデルに興味ない?」などと呼び止めて、販売の目的を告げずに事務所などへ連れて行き、ウマイ話を出して高額な契約を結ばせる商法。

### カモにならないために

- 路上などで声をかけられても、安易に個人情報を教えない。
- ウマイ話を安易に信用しない。家族や周りの人の意見を聞いて慎重に対応しよう! しつこく勧誘されても「いや!」「買わない!」としっかり断ろう。

### ■ こんな手口にも注意!

高額な美顔器や化粧品、アクセサリーなどを購入させるケースもあるので注意しましょう!

## ■ アポイントメントセールス



販売の目的を告げずに、喫茶店や営業所に呼び出して、「あなただけ特別!!」「安くするから!」などと勧誘し、高額な契約を結ばせる商法。最近では悪質事業者がSNSを悪用して接近し、高額な契約を迫る手口も増えてきています。

### カモにならないために

- SNSで知り合った人と会う時は慎重に対応しましょう。
- 「あなただけ特別!」などと気を引く言葉で勧誘されてもその場の雰囲気や契約を結ばないで!

### ■ こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後日、「無料セミナーを受けないか」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座の契約を強引に結ばせる手口もあるので注意しましょう。

## ■ マルチ商法 / マルチまがい商法



友達や知人に「必ずもうかる」などと誘われて商品等の販売組織に入会した人が、さらに別の人を加入させるとお金がもらえる仕組みの商法。

中には、先に商品の契約をさせ、別の人を加入させると紹介料がもらえると後から勧誘するマルチまがい商法も増えています。また、無理やり消費者金融やクレジット契約を組ませる手口が増えていますが、全て自分の借金として返済しなければなりません。返済できないと、将来まで影響が出ることも...

### カモにならないために

- 実際には一人も加入させられず、商品を購入するためのローンだけが残る場合が多いので、「絶対にもうかる」という勧誘には乗らない。
- 友達を勧誘すると、自分自身が加害者になってしまうこととなります。強引な勧誘で人間関係が壊れることもあります。友達を大切に!

## ■ 架空請求 / 不当請求(ワンクリック請求)



アダルトサイトの中には、ワンクリック請求と言われる不当な請求をするサイトがあります。利用料金や利用規約を明示せず、利用者が「次へ」などを安易にクリックすると「契約完了」「料金請求」などと表示され、高額な利用料金が請求されます。また、身に覚えのない「連絡がなければ法的措置を取ります」「最終通告」などと書かれたメールやハガキが届いて、連絡させようとする架空請求もあります。

### カモにならないために

- 「連絡するように」との文句に慌てて自分から連絡すると、自分の個人情報を教えてしまうこととなります。このような事業者からのメールや電話などは徹底的に無視しましょう!
- 不審なメールや電話が来たら、受信・着信拒否設定やメールアドレスを変更するなどの対策をとりましょう!

これだけは覚えておこう!

「絶対もうかる」「格安」など、ウマイ話を安易に信用しない!

悪質商法カモ?と思ったら、消費生活センターへ相談しましょう!

経験豊かな相談員が、解決のお手伝いをします。

ひとりで悩まず、困ったときにはすぐ相談!!